

# 「ていあんくん」から

「ていあんくん」にご意見をいただきましたご提案につきまして、以下の通り回答します。

## ■ご提案

追分地区と早来地区との教育格差について

### ▶回答

来年度、早来地区に開校する「義務教育学校」は、学校教育法の一部改正により平成28年度から認められた新しい学校種です。具体的には「小学校」と「中学校」を1つの学校としたもので、1年生から9年生までの9年間を連続性や系統性に配慮した教育課程のもとで行う学校です。ただ、新しい学校種とはいえ「義務教育学校」も「小学校」「中学校」と同じ義務教育段階の学校ですので、文部科学省の学習指導要領に準拠した学習活動が行われますので学習内容についての大きな差異はありません。

追分小学校と追分中学校は平成30年度から小中一貫教育を導入しており、「小中一貫型小学校・中学校」という形態にあたります。「義務教育学校」と同じ小中一貫教育ですが、決定的な違いは「義務教育学校」は1つの学校ですので校長は一人です。「小中一貫型小学校・中学校」は2つの学校ですので、校長はそれぞれの学校にいます。また、小中一貫教育は学校施設の形態によって、一体型、隣接型、分離型の3種に分けられますが、早来地区に建設中の学校が一体型であるのに対して、現在の追分地区は分離型となります。

平成30年北海道胆振東部地震によって、甚大な損傷を被り使用に耐えないと判断された早来中学校と老朽化が進む早来小学校を一体型として建設していることについてはご存じかと思えます。追分小学校の校舎等についても老朽化が進んでいると認識しており、時機を見て追分地区の今後についても考え方を共有したいと考えております。

.....

## ■ご提案

学校行事の取り扱いについて

### ▶回答

追分小学校の学校行事に対してのご意見でしたので、まずは小学校学習指導要領について触れさせていただきます。小学校の場合、国語、算数などの「各教科」「特別の教科 道徳」「外国語活動」「総合的な学習の時間」「特別活動」という5つの領域で構成されています。もう少し詳しくお伝えすると、「特別活動」は「学級活動」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」で構成されておりますが、運動会は「特別活動」の「学校行事」にあたります。さらに詳しくお伝えすると、「学校行事」は「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」に分類され、運動会は「健康安全・体育的行事」にあたります。学習指導要領には年間の総授業時数も明記されており、小学校の場合、1年生は年間34時間、2～6年生は年間35時間が「特別活動」に配当されている時間となります。国内の全ての公立小学校が準拠しなければならない基準です。そのような基準を踏まえつつ、各校は学校の規模や地域性等を考慮したうえで、教育課程（年間計画）を編成しているわけですが、例えば鼓笛については、学習活動として行わなければならないものではないので、これまでの歴史や伝統を考慮して継続する場合、「特別活動」の「クラブ活動」に位置付けて行うような工夫について考える学校があるかもしれません。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国による衛生管理マニュアルや通知等の内容を踏まえ、各校は教育活動を進める上での様々な工夫をしておりますが、学習指導要領という基準の範囲内で、校長の判断による若干の差異が生じている点についてはご理解いただきたいと思えます。

問合せ 安平町教育委員会事務局学校教育グループ ☎ 7036